

第IV編 検査関係

目次

第1節	概要.....	3
第1	中間検査・完了検査・確認検査.....	3
第2	定期報告.....	4
第3	その他.....	4
第2節	中間検査.....	7
第1	概要.....	7
第2	中間検査の手続.....	8
第3	中間検査の項目.....	9
第3節	完了検査.....	14
第1	概要.....	14
第2	完了検査の手続.....	14
第3	完了検査の項目.....	15
第4節	確認検査.....	20
第1	概要.....	20
第2	確認検査の手続.....	20
第3	確認検査の項目.....	20
第5節	定期報告.....	21
第1	概要.....	21
第2	定期報告の報告事項.....	23

第1節 概要

第1 中間検査・完了検査・確認検査

(1) 検査の基本的な考え方

- ・宅地造成・特定盛土等（土地の形質変更）
許可の内容に適合し適切に施工されたことを確認する。
- ・土石の堆積
堆積された土石の全てが除却されたことを確認する。

(2) 検査の方法

表-IV.1.1.1 検査の手続き

区分	宅地造成・特定盛土等		土石の堆積
	中間検査	完了検査	確認検査
実施時期	特定工程完了後	工事完了後	工事完了後
申請時期	特定工程完了後 4日以内	工事完了後 4日以内	工事完了後 4日以内
手数料	あり	なし	なし
方法	臨場検査	臨場検査	臨場検査

※ みなし許可案件についても中間検査の対象

(3) 中間検査の対象規模

中間検査の対象規模を表-IV.1.1.2に示す。

表-IV.1.1.2 中間検査の対象規模

工事内容				要否
行為			規模	
特定宅地造成・盛土等	崖	盛土	高さ 2 m 超	特定工程があれば必要
		切土	高さ 5 m 超	
		盛土＋切土		
	崖以外	盛土	3,000m ² 超	
	面積			

※ みなし許可案件も中間検査の対象

(4) 検査の留意事項

検査の実施に当たっては、次の各事項に留意すること。

表-IV.1.1.3 検査の留意事項

時期	内容
検査前	・検査申請書は、中間検査であれば特定工程完了後4日以内、完了検査であれば工事完了後4日以内に提出しなければならない。 ・申請後すぐに検査が出来ない可能性もあることから、必要に応じて事前に日程調整を行うこと。
検査当日	・工事内容、出来形等について、裏付けとなる関係図書を準備すること。 ・工事の責任者等、工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
検査後	・検査の結果、不備の指摘があった場合には、速やかに是正又は必要な措置を講じ、再度、検査・確認を受けること。

第2 定期報告

(1) 定期報告の基本的な考え方

- ・ 宅地造成・特定盛土等（土地の形質変更）
品質が確保され適切に施工されていることを確認する。
- ・ 土石の堆積
計画と逸脱しておらず適切に施工されていることを確認する。

(2) 定期報告の方法

表-IV.1.2.1 報告の手続き

区分	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積
実施時期	工事期間中	
報告時期	3ヶ月毎(2, 5, 8, 11月)	
方法	報告書の提出	

(3) 定期報告の対象規模

定期報告の対象規模を表-IV.1.2.2に示す。

表-IV.1.2.2 定期報告の対象規模

工事内容				要否
行為			規模	
特定盛土等 宅地造成・	崖	盛土	高さ 2 m超	必要
		切土	高さ 5 m超	
		盛土+切土		
	崖以外	盛土	3,000m ² 超	
	面積			
土石の堆積	高さかつ面積		高さ 5 m超かつ 1,500m ² 超	必要
	面積		3,000m ² 超	

※ みなし許可案件も定期報告の対象

第3 その他

(1) 検査・報告の提出書類

提出書類については、表-IV.1.3.2に示す。

(2) みなし許可案件の検査・報告

表-IV.1.3.1 みなし許可案件における検査・報告の手続き等の要否

区分	中間検査	定期報告	完了検査
国や都道府県等が行う工事で、静岡県知事との協議が成立したもの	必要	必要	必要
開発許可を取得した工事 (R7.5.26以降)	必要	必要	不要※

※ 都市計画法の開発許可に係る手続き等は必要

表-Ⅳ. 1. 3. 2 検査・定期報告の提出書類一覧

区 分		提出書類		提出部数	提出方法
中間検査	共通事項	☐ 中間検査申請書	省令様式第 13 号	1 部	窓口提出
		☐ 写真	土地及び付近の状況		
		☐ 撮影位置図	撮影した位置・方向・日時を明示		
		☐ 平面図	特定工程に係る図面		
	開発許可の取得によるみなし許可案件の場合	☐ 位置図			
		☐ 工程表			
		☐ 排水施設流量計算書			
		☐ 図面	・ 地形図 ・ 土地の平面図 ・ 土地の断面図 ・ 排水施設の平面図 ・ 崖の断面図 ・ 擁壁の断面図 ・ 擁壁の背面図 ・ 崖面崩壊防止施設の断面図 ・ 崖面崩壊防止施設の背面図		
定期報告	宅地造成・特定盛土等	☐ 定期報告書	細則様式 6 号	1 部	窓口提出
		☐ 撮影位置図	撮影した位置・方向・日時を明示		
		☐ 写真 (表-Ⅳ. 4. 2. 3 参照)	土地及び付近の状況		
			擁壁等の施行状況		
			盛土に用いた土石		
			災害防止措置の状況		
	土石の堆積	☐ 定期報告書	細則様式第 7 号		
		☐ 撮影位置図	撮影した位置・方向・日時を明示		
		☐ 写真 (表-Ⅳ. 4. 2. 3 参照)	土地及び付近の状況		
			災害防止措置の状況		
完了検査	宅地造成・特定盛土等	☐ 完了検査申請書	省令様式第 9 号	1 部	窓口提出
		☐ 撮影位置図	撮影した位置・方向・日時を明示		
		☐ 写真	土地及び付近の状況 (工事前後)		
確認検査	土石の堆積	☐ 確認申請書	省令様式第 11 号	1 部	窓口提出
		☐ 撮影位置図	撮影した位置・方向・日時を明示		
		☐ 写真	土地及び付近の状況 (工事前後)		

※上記提出書類の様式 (電子データ) は、静岡県ウェブサイトからダウンロードできます。

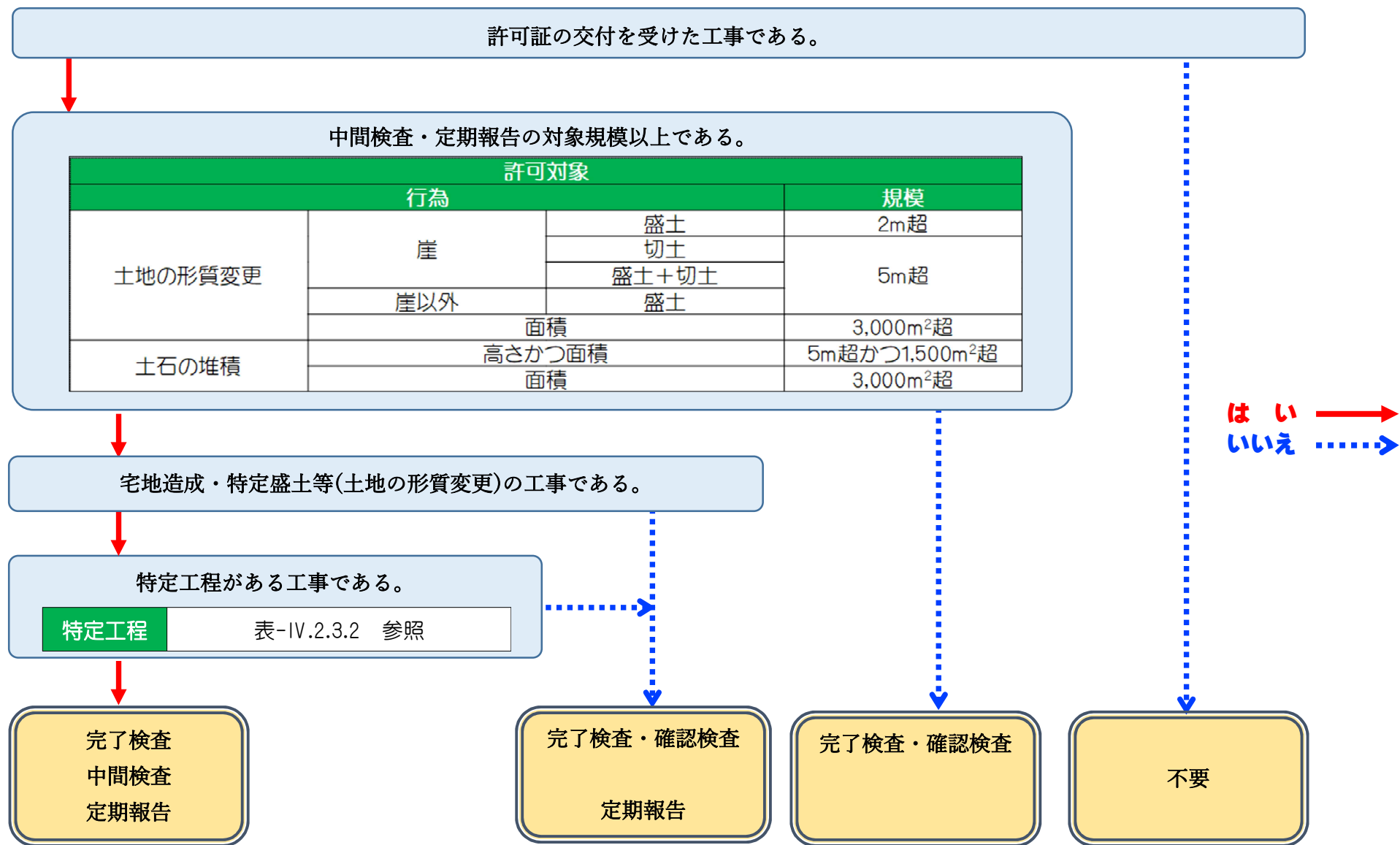


図-IV.1.1.1 盛土規制法に基づく検査・報告の要否判定フロー

第2節 中間検査

第1 概要

一定規模を超え、かつ政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する義務がある。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができない。

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となる。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査合格後に次の施工工程に進む必要がある。

なお、中間検査の各項目については、下表のとおり申請手引きの各編を参照。

表-IV.2.1.1 中間検査の内容

区 分	編
対 象 規 模	第Ⅰ編 盛土規制法の概要
申 請 期 間	第Ⅱ編 申請手続関係 6 中間検査申請手続き
申 請 書 類	
申 請 手 数 料	
技 術 的 基 準	第Ⅲ編 技術的基準 第6 排水・防災施設に関する技術的基準
中 間 検 査 手 続	第Ⅳ編 検査関係
特 定 工 程	
検 査 項 目	

特定工程の種類は、
表-IV.2.3.1 のとおり

第2 中間検査の手続

【留意事項】

(1) 中間検査の受検の流れ

中間検査の受検の流れは図-IV.2.2.1のとおり。

(2) 中間検査の是正措置

中間検査の不備の指摘があった場合は、速やかに是正し、是正措置後に改めて再検査を実施する。再検査に合格し、合格証が交付されるまでは、次の施工工程に進むことはできない。

補足：許可申請時に許可権者と中間検査の要否及びタイミングについて、確認しておくことが重要である。

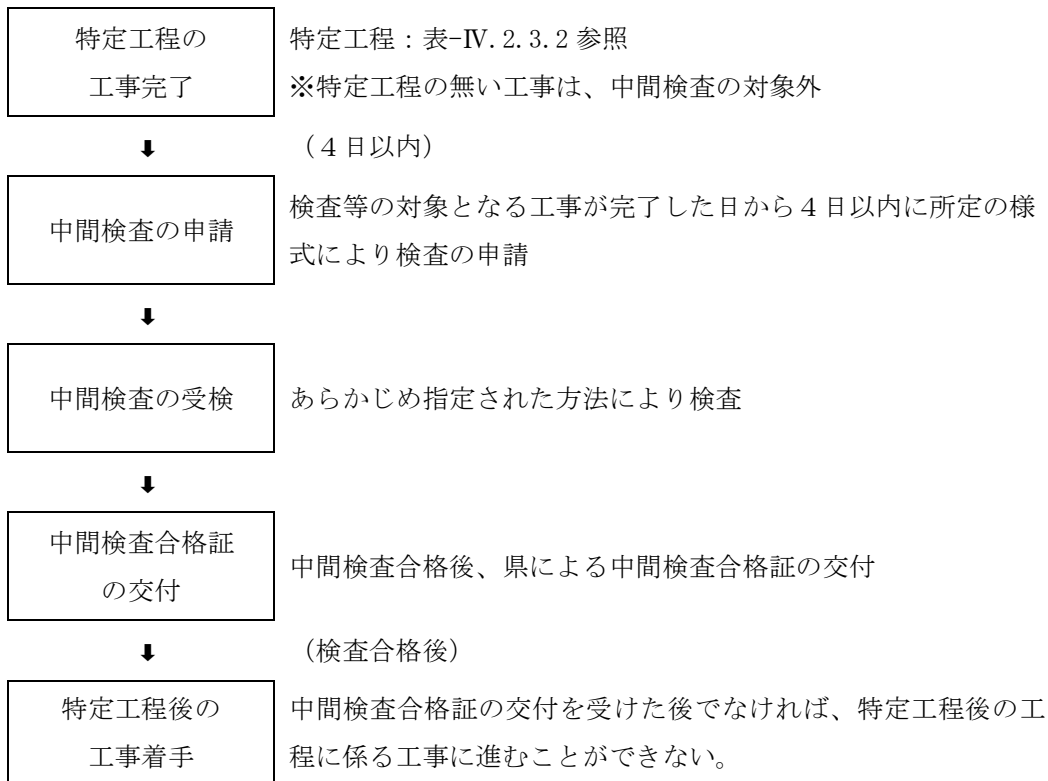


図-IV.2.2.1 中間検査の流れ

第3 中間検査の項目

【政令】

(特定工程等)

第24条 法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第18条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【解説】

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は表-Ⅳ.2.3.1 とおりである。

表-Ⅳ.2.3.1 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事

(1) 特定工程の種類

表-Ⅳ.2.3.2 排水施設等の種類

種別			中間検査対象
法面の排水施設等	地表水排除工 (法面排水工)	(a) 法肩排水溝	—
		(b) 小段排水溝	—
		(c) 縦排水溝	—
		(d) 法尻排水溝	—
	地下水排除工 (切土法面)	(e) 暗渠排水工	対象
		(f) 水平排水孔	対象
盛土内の排水施設等	地下水排除工 (盛土内)	(a) 暗渠排水工	対象
		(b) 基盤排水層	—
	盛土内排水層	(c) 水平排水層	—

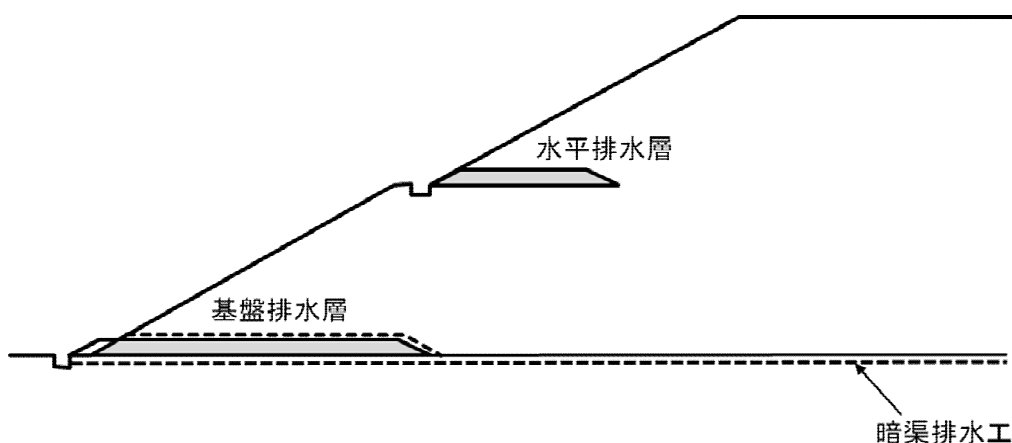


図-Ⅲ.2.6.4 盛土の排水施設の概要図（再掲）

(図-Ⅲ.2.6.4)

盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）、一部加工

(2) 地下水排除工（切土法面）

① 暗渠排水工

表-Ⅳ. 2. 3. 3 標準的な仕様

項目	仕様
設置条件	・切土法面に湧水等が確認された場合。
構造	・暗渠排水工は暗渠排水管又は碎石構造とすること。 ・暗渠排水管等の上面や側面には、そだや砂利等によるフィルターを設けて土で埋め戻すこと。
流末処理	・支線により浸透水を集めて、本線により地表の排水溝（小段排水溝等）に排出されるようにすること

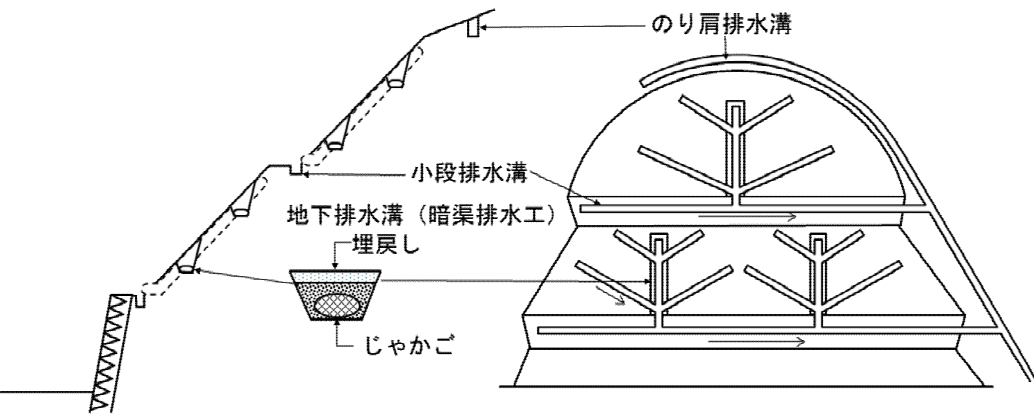


図-Ⅳ. 2. 3. 1 暗渠排水工の設置例

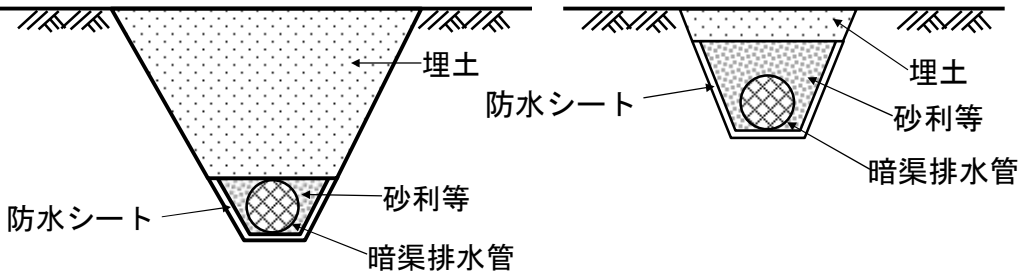


図-Ⅳ. 2. 3. 2 暗渠排水工の標準断面

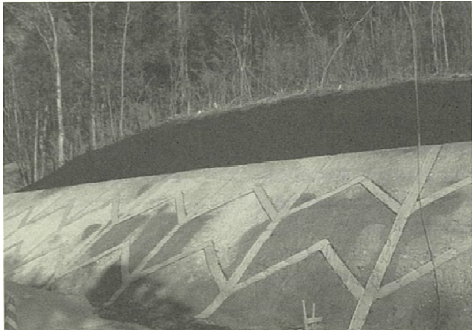


図-Ⅲ. 2. 6. 10 切土法面に設置する暗渠排水工の例（再掲）

(図-Ⅳ. 2. 3. 1)
道路土工-切土・斜面
安定工指針 ((社) 日
本道路協会、平成 21
年 6 月)、一部加工

(図-Ⅳ. 2. 3. 2)
盛土等防災マニユア
ルの解説 (盛土等防
災研究会編集、初
版)、一部加工

(図-Ⅲ. 2. 6. 10)
のり面保護工施工管
理技術テキスト (改
訂版第 3 版 ((一社)
全国特定法面保護協
会、平成 30 年 5 月)

② 水平排水孔

表-Ⅳ. 2. 3. 4 標準的な仕様

項目	仕様
設置条件	・切土法面において、深い位置に滞水層があり、湧水等がある場合。
構造	・水平排水孔は、2 m以上かつ勾配は 10%以上として施工することを標準とする。

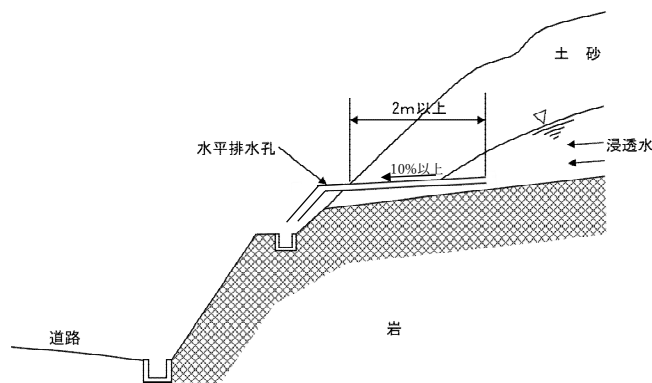


図-Ⅲ. 2. 6. 11 水平排水孔（再掲）

(図-Ⅲ. 2. 6. 11)
道路土工-切土・斜面
安定工指針((社)日
本道路協会、平成 21
年 6 月)、一部加工

(3) 地下水排除工（盛土内）

暗渠排水工

表-Ⅳ. 2. 3. 5 標準的な仕様（暗渠排水工）

項目	仕様
設置条件	・溪流等における盛土、腹付け型大規模盛土、高さ 15m を超える盛土を施工する場合 ・盛土前の地山に湧水が確認された箇所に盛土をする場合 ・地下水位の高い箇所に盛土をする場合 ・圧密排水が想定される軟弱地盤や粘土層の上に盛土をする場合 ・盛土の安定性が懸念される盛土材料（火山灰質粘性土、山砂、富士マサ等）を使用する場合
配置	(共通) ・原地盤の谷部・湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置すること(補助暗渠) ・設置間隔は、40m 以内（溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 20m 以内ごと）とすること
構造	(共通) ・暗渠排水管等の上面や側面には、そだや砂利等によるフィルターを設けて土で埋め戻すこと (本暗渠) ・管材を使用すること ・管径 300 mm 以上とすること (補助暗渠) ・管材又は碎石構造とすること ・管径 200 mm 以上とすること
流末処理	・維持管理や点検が行えるように、ます、マンホール、かご工等で保護を行うこと

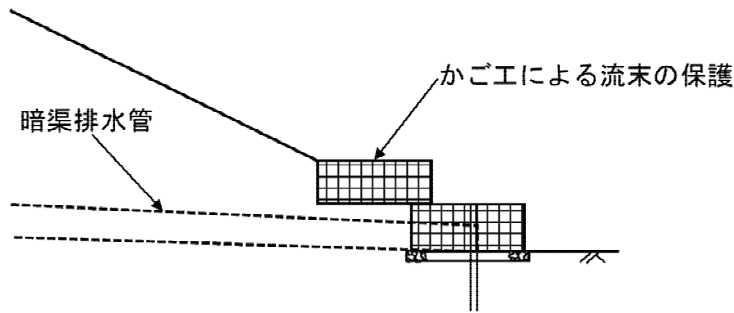


図-Ⅲ. 2. 6. 12 かご工による暗渠排水工の排出口周囲の保護（再掲）

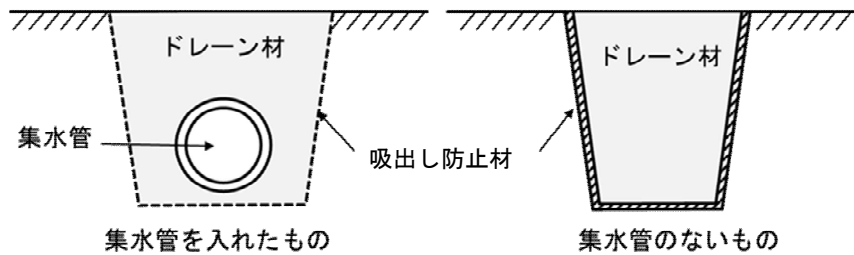


図-Ⅲ. 2. 6. 13 暗渠排水工の断面（再掲）



図-Ⅳ. 2. 3. 3 盛土内の暗渠排水工の施工例

【検査基準】

検査時期は以下のとおり。

表-Ⅳ. 2. 3. 6 中間検査の検査時期

種別			検査時期
法面の排水施設等	地下水排除工 (切土法面)	(e) 暗渠排水工	暗渠排水工の施工後 (埋め戻し前)
		(f) 水平排水孔	水平排水孔の設置後
盛土内の排水施設等	地下水排除工 (盛土内)	(a) 暗渠排水工	暗渠排水工の施工後 (埋め戻し前)

(図-Ⅲ. 2. 6. 12)
盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）、一部加工

(図-Ⅲ. 2. 6. 13)
盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）、一部加工

(参考)
特定工程に係る中間検査は図-Ⅳ. 2. 3. 3（暗渠排水工の設置、埋め戻し前の段階）を参考に受検する。

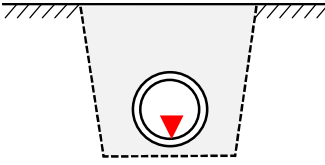
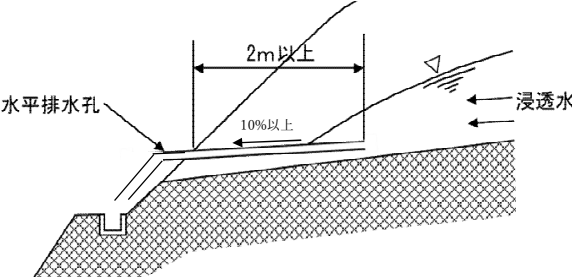
第4 中間検査の項目

合格基準を満たしていることを確認する。

(1)排水施設

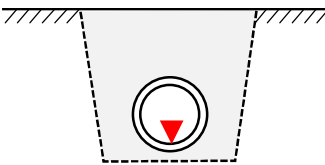
- ・排水勾配は逆勾配とならないこと。

① 地下水排除工（切土法面）

項目		検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
暗渠排水工	形状	☐ 排水勾配	臨場	設計値以上※	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。	 (標準)
	構造	☐ 管径	臨場	設計値以上	—	—		
	部材	☐ 管材	臨場・書類	設計仕様に適合	—	—		
		☐ 吸出し防止材	臨場・書類					
		☐ ドレーン材	臨場・書類					
水平排水孔	勾配	☐ 排水勾配 ・ 10%以上	臨場	設計値以上	—	—	切土法面施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。	
	構造	☐ 延長 ・ 2 m以上	臨場	設計値以上	—	—		
	部材	☐ 管材	臨場・書類	設計仕様に適合	—	—		

※ 勾配変化による断面形状が変わらない程度まで可

② 地下水排除工（盛土内）

項目		検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
暗渠排水工	形状	☐ 排水勾配	臨場	設計値以上※	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。	 (標準)
	構造	☐ 管径	臨場	設計値以上	—	—		
	部材	☐ 管材	臨場・書類	設計仕様に適合	—	—		
		☐ 吸出し防止材	臨場・書類					
		☐ ドレーン材	臨場・書類					

※ 勾配変化による断面形状が変わらない程度まで可

第3節 完了検査

第1 概要

宅地造成・特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事を完了したときは完了検査を受ける必要がある。

完了検査においては当該工事と許可の内容を照合し、盛土及び切土が適切に施工されているか確認する必要がある。

なお、完了検査の各項目については、下表のとおり各編を参照。

・宅地造成・特定盛土等（土地の形質変更）

表-IV.3.1.1 完了検査の内容

区 分	編
申 請 期 間	第Ⅱ編 申請手続関係 第7 完了検査申請・確認申請手続き
申 請 書 類	
技 術 的 基 準	第Ⅲ編 技術的基準 第1～第6
完 了 検 査 手 続	第Ⅳ編 検査関係
検 査 項 目	

第2 完了検査の手続

【留意事項】

(1)完了検査の受検の流れ

完了検査の受検の流れは図-IV.3.2.1のとおり。

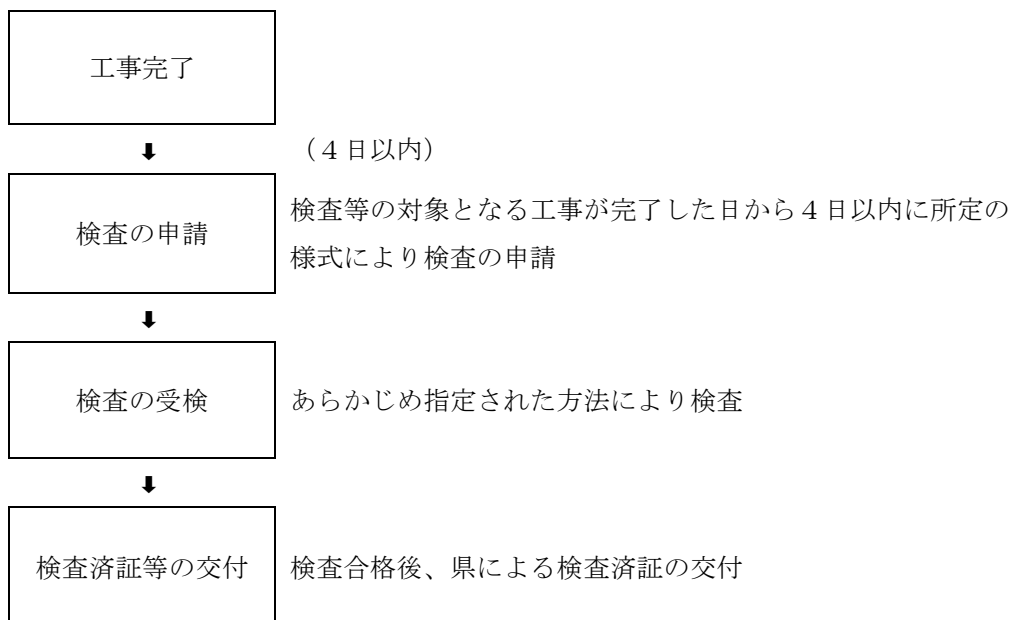


図-IV.3.2.1 完了検査の流れ

第3 完了検査の項目

合格基準を満たしていることを確認する。

(1)盛土

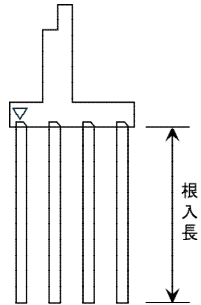
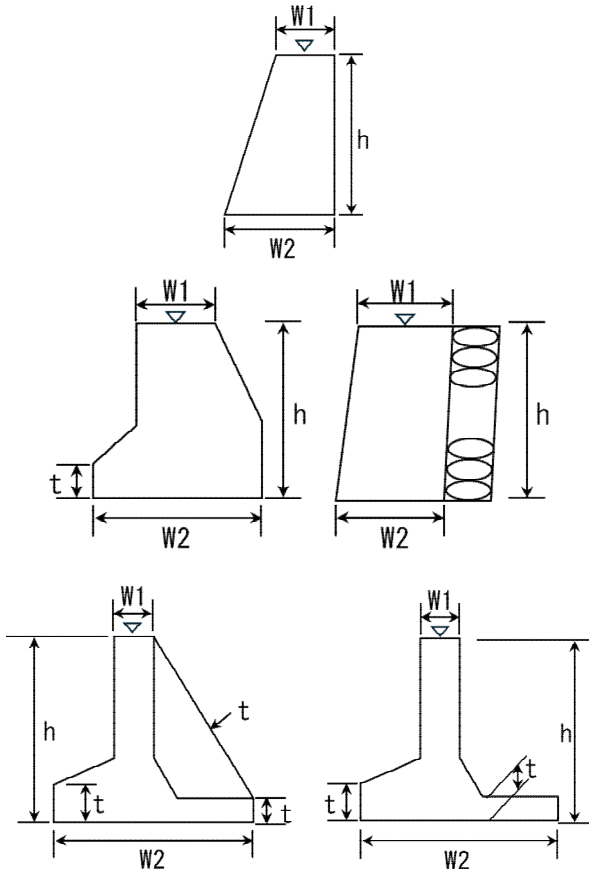
項目			検査項目	検査方法	合格基準		規格値	管理基準	測定箇所							
盛土	形状		☐ 法面勾配・高さ	臨場	規格値以内	高さ h	☐ +300	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は各法肩で測定								
			規格値以上		勾配	☐ -0.5 分										
			☐ 小段の設置 （配 置）法面の高さ 5m以下毎 （構 造）幅 1.5m以上	臨場	設計仕様に適合	—	—									
	☐ 小段排水溝の設置		臨場	設計仕様に適合	—	—										
	大規模盛土※	施工	☐ 締固め管理（RI 計器） ・ 締固め度：90%以上 ・ 空気間げき率 10%以下	書類	締固め管理 基準値に適合	—	—	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1 日の 1 層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500 m ² を標準とし、1 日の施工面積が 2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。 1 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 <table><tr><th>面積（m²）</th><th>測定点数</th></tr><tr><td>0～500</td><td>5</td></tr><tr><td>500～1,000</td><td>10</td></tr><tr><td>1,000～2,000</td><td>15</td></tr></table>	面積（m ² ）	測定点数	0～500	5	500～1,000	10	1,000～2,000	15
面積（m ² ）	測定点数															
0～500	5															
500～1,000	10															
1,000～2,000	15															
		☐ 締固め管理（現場密度試験）	書類	設計仕様に適合	—	—	500 m ³ につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500 m ³ 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。									
地盤	傾斜地盤	施工	☐ 段切り （構造）高さ：0.5m以上 幅：1.0m以上	書類	設計仕様に適合	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 								

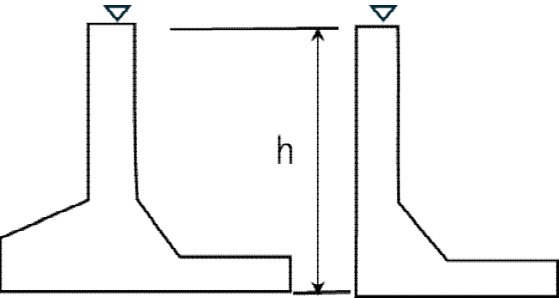
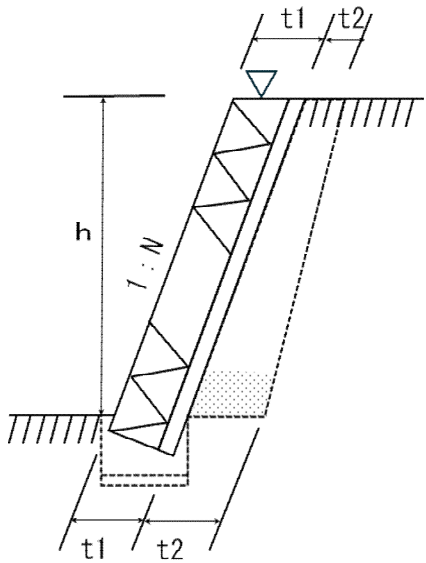
※ 大規模盛土とは、細則別表 5 に掲げる盛土（①谷埋め型大規模盛土、②腹付け型大規模盛土、③高さ 15m を超える盛土）

(2)切土

項目			検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
切土	形状		☐ 勾配・高さ	臨場	規格値以内	高さ h	☐ +300	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	
			☐ 小段の設置 （配 置）法面の高さ 5m以下毎 （構 造）幅 1.5m以上		規格値以上	勾配	☐ -0.5 分		

(3)擁壁

項目			検査項目	検査方法	合格基準		管理基準	測定箇所	
擁壁 共通	地耐力		☐ 地耐力	書類	設計値以上	—	—	予め許可権者と協議した箇所で測定	—
	基礎杭	形状	☐ 杭の貫入長さ	書類	杭先端が 支持層へ到達	—	—	全数について杭中心で測定。	
	根入れ	形状	☐ 深さ	書類	設計値以上	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	—
	水抜穴	形状	☐ 水抜穴の設置 （配 置）3 m ² /箇所、千鳥式 （構 造）内径 75mm 以上	臨場	設計仕様に適合	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	—
	透水層	形状	☐ 透水層の設置 （配 置）背面全面 （構 造）透水層の最下部に止水コンクリート （その他）透水マットを用いる場合は 認定品を使用	書類	設計仕様に適合	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	—
（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造） 場所打擁壁	形状		☐ 高さ・厚さ	臨場	規格値以内	高さ h	☐ +300	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	
					規格値以上	厚 さ t	☐ -20		
					規格値以上	裏 込 厚 さ	☐ -50		
					規格値以上	厚 さ w	☐ -30		
	鉄筋	部材	☐ 仕様 ・ 異形鉄筋 ・ 鉄筋径	書類	設計仕様に適合	—	—		
	コンクリート	部材	☐ 設計基準強度以上 ・ 無筋コンクリート 18N/mm ² 以上 ・ 鉄筋コンクリート 21N/mm ² 以上	書類	設計値以上	—	—		

項目		検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
P C 擁壁	形状	□ 高さ	臨場	規格値以内	高さ h	□ +300	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	
	部材	□ 仕様	書類	設計仕様に適合	—	—		
練 積 み 造 擁 壁	形状	□ 高さ・厚さ・勾配	臨場	規格値以内	高さ h	□ +300	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。	
				規格値以上	厚さ t 1	□ −50		
					厚さ 裏込 t 2	□ −50		
					勾 配 N	□ −0.5 分		

（4）崖面崩壊防止施設

- ・擁壁に準ずることを基本とするが、構法に応じて種別を追加すること

項目			検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
崖面崩壊防止施設	地耐力		土木工事施工管理基準及び規格値（案）を参考に、 検査項目・合格基準・検査方法については協議によって決定すること。		—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
	根入れ	形状							
	基礎杭	形状							
	水抜穴	形状							
	透水層	形状							
	形状								
	鉄筋	部材							
	コンクリート	部材							

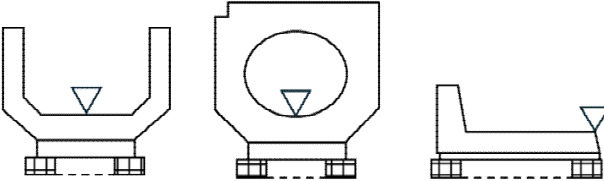
（5）法面の保護

項目		検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
法 面 保 護 工	施工	□ 施工状況	臨場	設計仕様に適合	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	

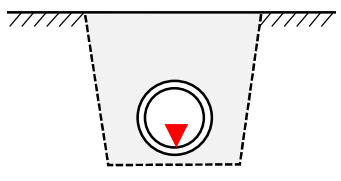
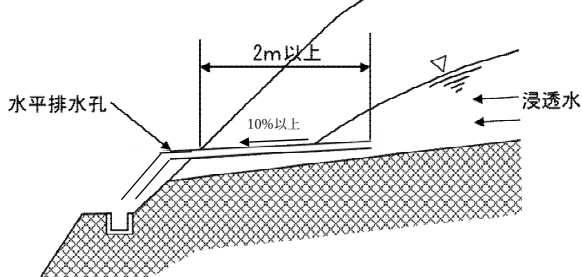
(6)排水施設

- ・ 中間検査を行なった箇所については、検査を省略する。
- ・ 臨場が出来ない箇所は書類とする。
- ・ 排水勾配は逆勾配とならないこと。

① 地表水排除工（法面排水工）

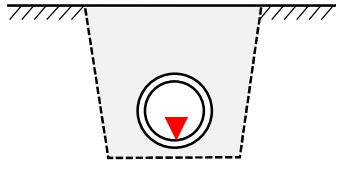
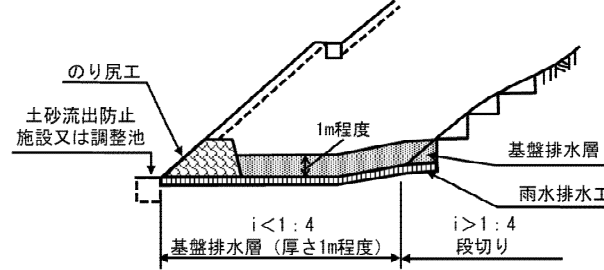
項目		検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
地表水排除工	形状	☐ 排水勾配	臨場	設計値以上	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	
	構造	☐ 内径	臨場・書類	設計値以上	—	—		
	部材	☐ 材料	臨場・書類	設計仕様に適合	—	—		

② 地下水排除工（切土法面）

項目		検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
暗渠排水工	形状	☐ 排水勾配	臨場	設計値以上※	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。	 (標準)
	構造	☐ 管径	臨場	設計値以上	—	—		
	部材	☐ 管材	臨場・書類	設計仕様に適合	—	—		
		☐ 吸出し防止材	臨場・書類					
		☐ ドレーン材	臨場・書類					
水平排水孔	勾配	☐ 排水勾配 ・ 10%以上	臨場	設計値以上	—	—	切土法面施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。	
	構造	☐ 延長 ・ 2 m以上	臨場	設計値以上	—	—		
	部材	☐ 管材	臨場・書類	設計仕様に適合	—	—		

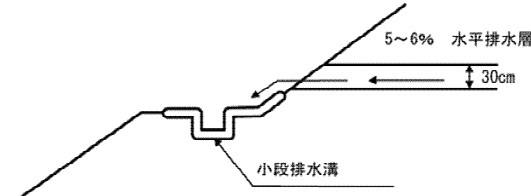
※ 勾配変化による断面形状がかわらない程度まで可

③ 地下水排除工（盛土内）

項目		検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
暗渠排水工	形状	☐ 排水勾配	臨場	設計値以上※	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。	 (標準)
	構造	☐ 管径	臨場	設計値以上	—	—		
	部材	☐ 管材	臨場・書類	設計仕様に適合	—	—		
		☐ 吸出し防止材	臨場・書類					
		☐ ドレーン材	臨場・書類					
基盤排水層	構造	☐ 層厚 ・ 0.5m以上（溪流等 1.0m以上）	書類	設計値以上	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。	
	部材	☐ 層材	書類	設計仕様に適合	—	—		

※ 勾配変化による断面形状がかわらない程度まで可

④ 盛土内排水層

項目		検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
水平排水層	形状	☐ 排水勾配 ・ 5 ～ 6 %	書類	設計値以上	—	—	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、 延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。	
	構造	☐ 層厚 ・ 30cm 以上	書類	設計値以上	—	—		
		☐ 層の長さ ・ 小段高さの 1 ／ 2 以上	書類					
	部材	☐ 層材	書類	設計仕様に適合	—	—		

（ 7 ）防災施設

項目		検査項目	検査方法	合格基準	規格値		管理基準	測定箇所
防災施設	形状	土木工事施工管理基準及び規格値（案）を参考に、 検査項目・合格基準・検査方法については協議によって決定すること。			—	—	図面の表示箇所で測定	—
	構造				—	—		
	部材				—	—		

第4節 確認検査

第1 概要

土石の堆積に関する工事を完了したときは確認を受ける必要がある。

確認検査は、土石の除却が完了をしたことを確認する。

なお、確認検査の各項目については、下表のとおり各編を参照。

・土石の堆積

表-IV.4.1.1 確認検査の内容

区 分	編
申 請 期 間	第Ⅱ編 申請手続関係
申 請 書 類	第 7 完了検査申請・確認申請手続き
技 術 的 基 準	第Ⅲ編 技術的基準 第 7 土石の堆積に関する技術的基準
中 間 検 査 手 続	第Ⅳ編 検査関係
特 定 工 程	
検 査 項 目	

第2 確認検査の手続

【留意事項】

(1) 確認検査の受検の流れ

確認検査の受検の流れは図-IV.4.2.1のとおり。

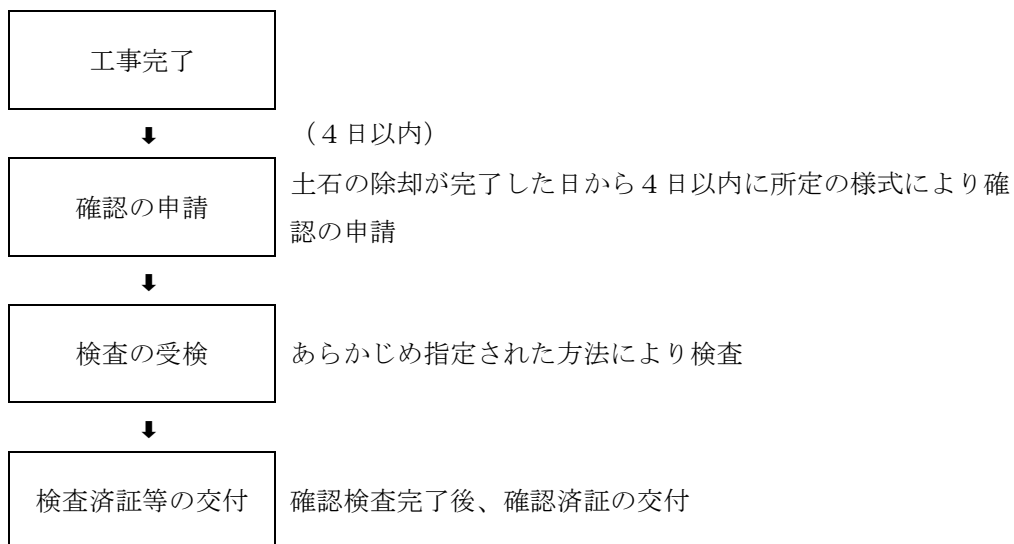


図-IV.4.2.1 確認検査の流れ

第3 確認検査の項目

【検査基準】

堆積された土石が、全て除却されていることを確認する。

第5節 定期報告

第1 概要

定期報告とは、工事の実施の状況等について、定期的な報告を行うものである。

(1) 宅地造成・特定盛土等（土地の形質変更）

定期報告は、工事完了時までの3か月ごとに、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行う。また、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、対策に応じる必要がある。

なお、定期報告の各項目については、下表のとおり各編を参照すること。

表-IV.5.1.1 定期報告の内容

区 分	編
対 象 規 模	第Ⅰ編 盛土規制法の概要
報 告 期 間	第Ⅱ編 申請手続関係 5 定期報告
報 告 書 類	
報 告 事 項	
定 期 報 告 手 続	第Ⅳ編 検査関係
報 告 内 容	

(2) 土石の堆積

定期報告は、土石の堆積が許可時の最大形状内に収まっていること、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置等が適正に施工されていること、堆積行為が計画どおりに運用されていることを確認するため、工事完了時まで3か月ごとに定期的に報告を行わせる必要がある。

なお、定期報告の各項目については、下表のとおり各編を参照すること。

表-IV.5.1.2 定期報告の内容

区 分	編
対 象 規 模	第Ⅰ編 盛土規制法の概要
報 告 期 間	第Ⅱ編 申請手続関係 5 定期報告
報 告 書 類	
報 告 事 項	
定 期 報 告 手 続	第Ⅳ編 検査関係
報 告 内 容	

【留意事項】

(1) 定期報告の流れ

定期報告の流れは図-Ⅳ. 5. 1. 1 のとおり

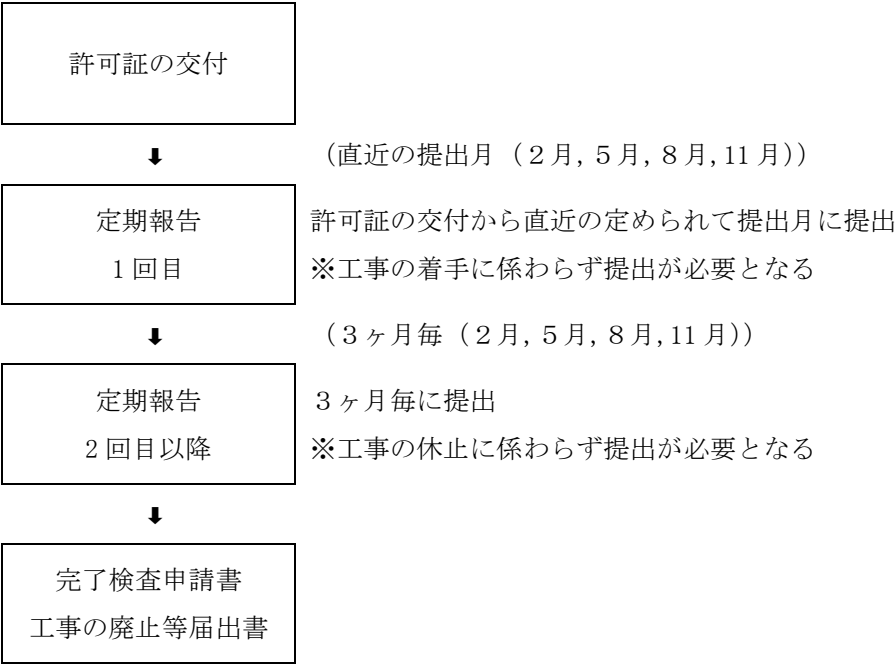


図-Ⅳ. 5. 1. 1 定期報告の流れ

第2 定期報告の報告事項

【省令】

(定期の報告の報告事項)

第50条 法第19条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、2回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第13条第1項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第79条・第80条で同様に規定

【施行条例】

(定期の報告の報告事項)

第2条 法第19条第2項又は第38条第2項の規定により条例で付加する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質
- (2) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石が発生した、又は堆積されていた場所（以下「発生場所」という。）の名称（発生場所が工事現場である場合にあっては、当該工事の名称）及び所在地並びに管理者（発生場所が工事現場である場合にあっては、当該工事の発注者）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の発生場所ごとの数量
- (4) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況

【細則】

(定期の報告の様式等)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、様式第6号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真
- (3) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質を明らかにする写真
- (4) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況を明らかにする写真

2 土石の堆積に関する工事に係る法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、様式第7号による土石の堆積に関する工事の定期の報告書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況を明らかにする写真

【解説】

定期報告では、下表の事項について報告する必要がある。

表-IV. 5. 2. 1 定期報告の報告事項

工事の種別	報告事項
宅地造成・ 特定盛土等 (土地の形質変更)	1 報告の時点におけるアからオまでの事項 ア 盛土又は切土の高さ イ 盛土又は切土の面積 ウ 盛土又は切土の土量 エ 擁壁等※に関する工事の施行状況 オ 防災措置の施行状況 2 前回の報告の時点から新たに盛土されたアからエまでの事項 ア 土石の性質 イ 土石の発生場所の管理者の氏名、住所 (発生場所が工事現場である場合：当該工事の発注者の氏名、住所) ウ 土石の発生場所の場所の名所、所在地 (発生場所が工事現場である場合：当該工事の名称と所在地) エ 土石の数量
土石の堆積	1 報告の時点における以下アからウまでの事項 ア 土石の堆積の高さ イ 土石の堆積の面積 ウ 堆積されている土石の土量 エ 防災措置の施行状況 2 前回の報告の時点から新たに堆積されたアからイまでの事項 ア 堆積された土石の土量 イ 除却された土石の土量

※擁壁等 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留

(1) 報告の内容

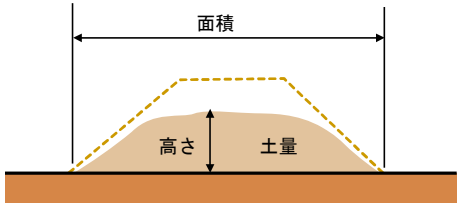
表-IV. 5. 2. 2 定期報告の報告内容

項目		報告内容	イメージ
盛土	高さ	施工中の高さ	
	面積	施工中の面積	
	土量	締め固め後の土量	
	土石の性質	盛土材料区分※ (表-Ⅲ. 2. 1. 1)	
	土石の数量	ほぐした土量※	
切土	高さ	施工中の高さ (上限：計画高さ)	
	面積	施工中の面積	
	土量	地山土量	

※ 発生場所毎の全ての土質について報告が必要

(土石の堆積)

表-Ⅳ. 5. 2. 3 定期報告の報告内容

項目		報告内容	イメージ
土石の堆積	高さ	施工中高さ	
	面積	施工中面積	
	土量	ほぐした土量	
	堆積された土石の土量	ほぐした土量	
	除却された土石の土量		

(2) 土量種別

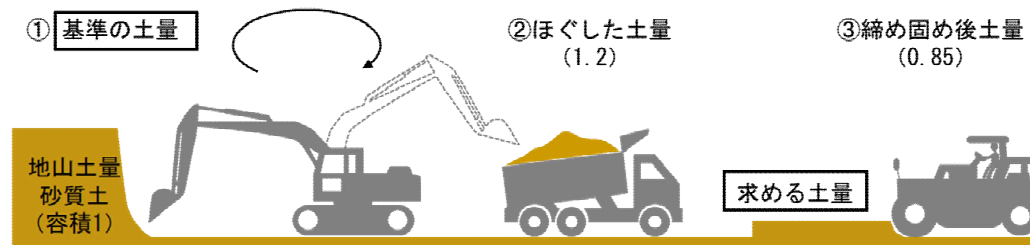


図-Ⅳ. 5. 2. 1 土量種別

< 土量変化率等 >

① 土量の変化

土量の変化は次の3つの状態の土量に区分して考える。

地山の土量……………掘削すべき土量

ほぐした土量……………運搬すべき土量

締め固め後の土量………出来上がりの盛土量

三つの状態の体積比を次式のように表わし，L 及びC を土量の変化率という。

$$L = \frac{\text{ほぐした土量 (m}^3\text{)}}{\text{地山の土量 (m}^3\text{)}}$$

$$C = \frac{\text{締め固め後の土量 (m}^3\text{)}}{\text{地山の土量 (m}^3\text{)}}$$

土量の配分計画を立てる場合には，この土量変化率を用いて，切土，盛土の土量計算を行う。

② 土量変化率

統一分類法により分類した土の各土質に応じた変化率は，表-Ⅳ. 5. 2. 4 を標準とする。

表-Ⅳ. 5. 2. 4 土量の変化率

分類名称			変化率 L	変化率 C
主要区分	記号			
レキ質土	レキ	(GW) (GP) (GP _s) (G-M) (G-C)	1.20	0.95
	レキ質土	(GM) (GC) (GO)	1.20	0.90
砂及び 砂質土	砂	(SW) (SP) (SP _u) (S-M) (S-C) (S-V)	1.20	0.95
	砂質土 (普通土)	(SM) (SC) (SV)	1.20	0.90
粘性土	粘性土	(ML) (CL) (OL)	1.30	0.90
	高含水比 粘性土	(MH) (CH)	1.25	0.90
岩塊・玉石			1.20	1.00
軟岩Ⅰ			1.30	1.15
軟岩Ⅱ			1.50	1.20
中硬岩			1.60	1.25
硬岩Ⅰ			1.65	1.40

(注) 本表は体積(土量)より求めたL, Cである。

(3) 土石の性質

表-Ⅲ. 2. 1. 1 盛土材料及び盛土高に対する標準法面勾配の目安(再掲)

盛土材料	盛土高(m)	勾 配	摘 要
粒度の良い砂(s)、礫及び細粒分混じり礫(g)	5m以下	1:1.5~1:1.8	()の統一分類は代表的なものを参考に示したものである。標準のり面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂(SG)	10m以下	1:1.8~1:2.0	
塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5~1:1.8	
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土(SF)、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム等)	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	5~10m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土(V)	5m以下	1:1.8~1:2.0	

【審査基準】

(宅地造成・特定盛土等(土地の形質変更))

表-Ⅳ.5.2.5 定期報告の確認内容

定期報告項目	報告対象	確認内容
盛土工事 切土工事	高さ	計画高さを超えていないこと
	面積	計画面積を超えていないこと
	土量	計画土量を超えていないこと
盛土材料	土質の性質	計画種別の土質であること
	土石の数量	合計数量が計画土量を逸脱しないこと
擁壁等	施工状況	計画種別の構造であること
防災措置	設置状況	計画種別の構造であること 設置後の維持管理がされていること

(土石の堆積)

表-Ⅳ.5.2.6 定期報告の確認内容

定土石の堆積	報告対象	着眼点
土石の堆積	高さ	計画最大高さを超えていないこと
	面積	計画最大面積を超えていないこと
	土量	計画最大土量を超えていないこと
防災措置	設置状況	計画種別の構造であること 設置後の維持管理がされていること

表-Ⅳ.5.2.7 宅地造成・特定盛土等（土地の形質変更）の添付写真

写真	撮影内容					報告時期	確認内容
	撮影項目		撮影内容		撮影箇所	撮影頻度	
盛土又は切土をしている土地 及びその付近の状況を明らかに する写真	□盛土・切土		進捗状況	—	全景	定期	定期
	□付近		進捗状況	—	全景	定期	定期
擁壁等に関する工事の施行状 況を明らかにする写真	□擁壁	共通	進捗状況	—	全景(擁壁種別毎)	定期	設置完了まで
			施工状況	□根入深さ	擁壁種別毎	埋戻し前	施工完了まで
		RC 造	施工状況	□配筋 ・間隔、継手、かぶり	擁壁種別毎	配筋施工完了時	施工完了まで
	□崖面崩壊防止施設		進捗状況	—	全景(種別毎)	定期	設置完了まで
	□排水施設		進捗状況	—	全景(施設種別毎) 排水口・吐出口	定期	設置完了まで
	□地滑り抑止ぐい		進捗状況	—	全景	施工完了時	設置完了まで
	□グラウンドアンカー		進捗状況	—	全景	施工完了時	設置完了まで
	□その他の土留		進捗状況	—	全景	施工完了時	設置完了まで
災害の防止に関する措置の状 況を明らかにする写真	□仮設防災調整池		管理状況	□排水機能	全景	定期	撤去完了まで
	□防災ダム		管理状況	□排水機能	全景	定期	撤去完了まで
	□沈砂池		管理状況	□排水機能	全景	定期	撤去完了まで
	□仮排水路		管理状況	□排水機能	全景	定期	撤去完了まで
	□法面保護工		設置状況	—	全景	定期	撤去完了まで
	□その他の土留		設置状況	—	全景	定期	撤去完了まで
搬入土石の性質を明らかにす る写真	□土石		管理状況	□土石の性質	搬入地の土石の種類毎	土石の搬入毎	定期
							計画土質に適合

表-Ⅳ. 5. 2. 8 土石の堆積の添付写真

写真	撮影内容					報告時期	確認内容
	撮影項目	撮影内容		撮影頻度	撮影時期		
土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	□土石の堆積	進捗状況	—	全景	定期	定期	
		設置状況	□空地	全景	定期	定期	空地の確保
			□立入防止柵	全景	定期	定期	標識の設置状況
	□周辺	進捗状況	—	全景	定期	定期	掲示板の設置
災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真	□排水施設	管理状況	□排水機能	全景（施設種別毎） 排水口・吐出口	定期	撤去完了まで	
	□構台	設置状況	—	全景	定期	撤去完了まで	
	□鋼矢板・擁壁	設置状況	—	全景	定期	撤去完了まで	
	□防水性のシート等による保護	設置状況	—	全景	定期	撤去完了まで	
	□その他	設置状況	—	全景	定期	撤去完了まで	